

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成26年5月19日

【開催日】 平成26年5月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時10分～午前11時45分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	中村 博行
委員	岩本 信子	委員	河野 朋子
委員	下瀬 俊夫	委員	杉本 保喜
委員	長谷川 知司	委員	松尾 数則
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
議員	大井 淳一朗		

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	人事課長	城戸 信之
総合政策部長	堀川 順生	財政課長	川地 諭
財政課課長補佐	篠原 正裕	財政課財政係長	山本 玄

【事務局出席者】

局長	古川 博三	局次長	清水 保
----	-------	-----	------

【審査事項】

- 1 承認第2号 平成25年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）に関する専決処分について

午前11時10分 開会

伊藤實委員長 それでは、ただいまから、一般会計予算決算常任委員会を開会します。委員会条例第19条により本委員会は原則公開となっておりますが、本日报道2名から傍聴の申し込みがありましたので、報告します。それでは、傍聴人に入場してもらってください。

(傍聴者入場)

伊藤實委員長 それでは、承認第2号平成25年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）に関する専決処分について審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

川地財政課長 平成25年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）に関する専決処分について、財政課から説明します。今回の補正の内容ですが、埴生支所において平成25年12月24日に所在不明が発覚した平成25年10月から12月分の市税や国民健康保険料など13件298,480円について、年度内での事故補填を行うものです。財源については、弁済金を充て、不足分については、財政調整基金繰入金により一時的に補填するものです。必要となった経費の予算措置については、平成26年3月31日に専決処分をしました。ついては、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269億3,267万7,000円としています。2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正の歳入として、18款繰入金20款諸収入において補正額を計上しています。歳出としては、2款総務費において補正額を計上しています。続いて、事項別明細書において歳入について説明します。5ページから6ページをお開きください。18款1項10目1節の財政調整基金繰入金29万4,000円については、当該補正の財源調整として増額計上しています。20款4項2目2節の総務費雑入5,000円については、返済のあった公金弁済金を計上しています。

続いて、歳出について説明します。同じページですが、このたびの不明金13件分29万8,480円を補填するものとして、2款1項1目22節の補償、補填及び賠償金に事故補填金29万9,000円を計上しています。以上です。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

吉永美子委員 私は金額よりも「二度とこのようなことがないようにこのように進めています」ということが部長から話があると期待していましたが、全くなかったのですが、関係職員に対して負担を求めるだけではなくて根本的な解決方法、これを図っていかない限り、このようなことが繰り返

返されないということは言い切れないと思います。根本的な対処方法についてきちんと検討されたかどうかお聞きします。

中村総務部長 説明が不十分で申しわけありませんでした。全庁的な対応としては、「公金収納と管理適正化の方策」に基づいて現金収納を行っているところですので、これの周知、徹底を行ったところです。そして、内容についても現在見直しを行っています。一部、現状に則さない部分がありますので、それを的確に訂正してやっていきたいと思っています。それからもう1点、このたびのことは臨時職員がということがありました。これについては、かなり御指摘をいただいたところですので、先日この4月に採用した臨時職員19名に対して人事課、財政課、出納室の各担当から公務員としての心構え、あり方、事務处理的なものを研修し、あわせて市長の訓話も行っています。以前から入っている臨時職員がいますので、それらについても順次研修を行っていく予定にしています。そういったことで再発防止に努めたいと思っています。

吉永美子委員 再発防止に努めてもらうということは当然のことですが、ソフト面の再発防止以上にハード面での再発防止というのは不可能なのでしょうか。IT時代ですので、パソコン等でこれを通さないと入金されたという確認が取れないなど、そういったことは不可能でしょうか。

中村総務部長 埴生支所で説明しますと、問題となっていた出納室での現金収納の取り扱いがありました。管理者から死角になるということがありましたので、それについては全てカウンターで行うように改めています。ですから、出納室は閉鎖しています。それから、機械的にはレジスターを導入して、それで処理をするようにしています。

岩本信子委員 臨時職員に対して保証人をつけるということは考えていませんか。

中村総務部長 正規職員については、身元保証人を5年間ですが、とっています。臨時職員については、今はとっていないという状況です。県内他市の状況も参考にしながらですが、とっていないところもかなりの数あります。そういう状況です。

下瀬俊夫委員 5年前の事件の後、当面の処置として対応策を出されました。これは不十分なので抜本的な対策について出したいという話がありまし

たが、これは出たのですか。

中村総務部長 先ほど言いました「公金収納と管理適正化の方策」、これの見直しということでお答えしますと、今財政課を中心に抜本的な見直しを行っているところです。周知徹底を図ったわけですが、やはり大きな問題が何点か、具体的はまだ申し上げられませんが、その問題点の解決策も協議しながら、抜本的な解決策となるように鋭意努力しているところです。

下瀬俊夫委員 今回の補正に関してお聞きしますが、3月31日に専決処分した理由として、先ほどの本会議において、納税者とのかかわりでそうしたんだという話がありました。ただ、告訴されましたよね。告訴されたのは基本的に29万何がしがほぼ確定したからということで告訴されたわけですよね。そうすると、その時点で金額もほぼ確定したわけですから、なぜ3月定例会に出さなかったのかお聞きします。

中村総務部長 2月28日付で山陽小野田警察署に告訴したわけですが、確定という思いでしたわけです。最終的な額の確定をみるには年度内必要だと思っていました。もう一つ、被害額もありますが、弁済額について相手方と常時交渉をしていました。その辺りの経緯も踏まえてぎりぎりのところで専決するとしたところです。

下瀬俊夫委員 今の点で言えば2つあります。1つは弁済額5,000円です。これは月々返済されるということなのか。これが確定しなかったので3月31日にしたというのは理由としてはおかしいと思います。

中村総務部長 交渉を続ける中で、御本人は一括で全額弁済するという事は非常に難しい状況です。ただ、市としては御本人以外でも弁済してもらえれば処理ができるわけですが、そのあたりも含めて協議、調整していたということです。

下瀬俊夫委員 これは、月々の返済ということになるのですか。5,000円はどのような意味ですか。

中村総務部長 実際に弁済してもらった額です。3月までに5,000円弁済されたということです。相手方との交渉では毎月必ず弁済することということで、今現在、4月と5月に5,000円ずつで、合計1万5,000

円弁済されています。

下瀬俊夫委員 この5,000円はいつ入ったのですか。3月31日ではないでしょう。

中村総務部長 3月7日です。

下瀬俊夫委員 であれば、金額は確定しているし、弁済金額も月々5,000円入れるということであれば、なぜ、3月の定例会に出せなかったのですか。3月31日まで待つ必要はなかったのではないですか。

中村総務部長 月々5,000円入れるという額は確定していません。相手も経済的なものがありますので、「その月に返済できる額を入れること」ということで相手方とは交渉しています。もともとは働いておられた方ですが、人生で大きな出来事があって、今体調を崩しておられます。そういったことで復職でもされれば弁済額も変わってこようと思っています。今の段階ではなかなか毎月きちんとした取り決めでということは難しいという状況です。

下瀬俊夫委員 私が聞いたのは、3月に告訴した日に不明金がほぼ確定したわけですね。3月の弁済が7日に行われた。この時点で弁済金、不明金も確定しているわけです。だったら、なぜ、定例会で議案として出さなかったのかということを知っているわけです。確定しているわけですから出せるでしょう。弁済は後からずっと追っていけばいいわけだから、3月31日まで待つ必要はなかったのではないかと知っているんです。

川地財政課長 歳入の5,000円については、3月7日に入っていますが、3月中にまだ入ってくる可能性もあると聞いていましたので、財政課としては歳入金額を確定したいという思いがあり、ぎりぎりまで待っていたということです。

下瀬俊夫委員 納付者、納税者に迷惑がかかるということがありました。事務处理的には不明金が判明した時点で、不納扱いとなるのですか。

川地財政課長 システム上は実際に入っていないので、不納という形になっています。これが4月になると滞納ということになりますので、納税者を守るためには絶対にそうしてはいけないということで、3月31日に

基金を調整して財源を確保して、3月31日にシステム上入金した形で整理したものです。

下瀬俊夫委員 御本人が納付書の半分を持って証明したんでしょ。だったら、その時点でほぼ確定しているわけでしょう。それが3月31日まで不納扱いということがよく分からない。

川地財政課長 あくまでも内部の処理で、4月になると繰り越しという形になりますので、内部的には3月末のぎりぎりのところまでシステム処理を待っていたという状況です。

岩本信子委員 不納になっているということですが、不納という形の処理しかできないのですか。

川地財政課長 内部処理上不納となっているということで、相手方については入っているということで理解してください。

下瀬俊夫委員 だったら明確なんです。納付者とか納税者にはしわ寄せが行かないんですよ。会計処理の関係で言えば5月中に処理すれば済むわけでしょう。内部的な問題が残っているだけで。だから、定例会でできたのではないのですか。

中村総務部長 本人も返済する意思を見せていましたので、私どももそれを期待していたところです。ということで、最終額が確定した時点で、この補正も必要ない場合もあるかということが頭にあったところですが、ぎりぎりまで交渉したところ不可能となったということです。3月の定例会でできたのではないかという御指摘については、私どもに不備がありましたら、お詫びを申し上げたいと思います。ただ、3月31日にしなければ納税者の方に迷惑がかかるということは御理解ください。

川地財政課長 もう1点、実際、現年分は5月31日まで処理ができますが、財源がないわけですので、自己補填金を確保するために基金から調整して歳出で財源を組んでいるわけです。これは3月31日にしなければいけないものであって、4月になると26年度になってしまいますので、その調整で3月31日に歳入の基金をして、歳出の自己補填金を組んだということを御理解ください。

下瀬俊夫委員 調整基金を取り崩すのは、これは3月31日を待たなくてもできるわけです。問題は、先ほど総務部長が弁済金の関係で詰めたという話をされましたが、これもどうでもいいんですよ。問題にしているのは、専決処分をしないでいい事例ではないか、なぜ3月の定例会に出さなかったのかということです。この専決処分の方法は間違っているということが言いたいんです。

中村総務部長 3月定例会で出せたという御指摘ですが、出せたかもしれないという気にもなっています。手続に不備があったとしたらお詫び申し上げます。

岩本信子委員 返済についてなんですが、この金額が少ないということはかなり困窮されている方ではないかなと判断します。月々5000円返済するというような契約はしていないと言われましたが、返済については、きちんとこの金額をいつまでに返すというような契約や取り決めはしないといけないと思うんですが、それはしているのですか。

中村総務部長 全額返済するというで誓約書をもらっています。

岩本信子委員 期日は書いてありますか。

中村総務部長 期日については考えましたが、それを明示するということが厳しい状況です。ただ、全額弁済されるまで要求していきます。

岩本信子委員 市税などは滞納が長くなると利子とかがつきますが、この返済については期限がないということですので、いつ返してもいいですよという契約ではないですか。それは認められるのですか。

中村総務部長 能力があれば当然求めていきますが、それが厳しい状況であると判断しています。

伊藤實委員長 ということは、遅延延滞金は請求しないということですか。

中村総務部長 今はその話はしていません。

伊藤實委員長 先ほど臨時職員については、保証人はないということでしたが、遅延についても。要は財政的に厳しいからと。やはり、採用する際に問



題があるのではないかと思います。これが何千万円になったらどうするんですか。先ほどの答弁でいくと、保証人については、ほかの市でやっていないところが多いとかいうことでしたが、そのような事案がないからやっていないというところもあるのではないですか。本市は5年前にもあって、また再発したわけです。本来であれば、早急に保証人をとるとかいろいろなところについて、今日この場で説明があると思っていました。これは大きな問題だと思うんですが、どうですか。

中村総務部長 身元保証人については、現状を説明したところですが、今後については結論を出していません。5年前については臨時職員ではなく正規の職員でした。

伊藤實委員長 そんなへ理屈ではなくて、要はそういうことがあったわけですよ。遅延延滞金についても言えない。普通では考えられない。差し押さえするものは何もないんですか。

中村総務部長 行った行為、犯罪行為については警察に告訴していますので、現在警察のほうで捜査中ということです。被害額についての弁済ですが、可能な限りの交渉を行います、厳しい状況です。

伊藤實委員長 法律家の市長から法的な提案はなかったのですか。

中村総務部長 当然、この件については、最終的には市長の判断でやっているものです。どこまでの法的措置を取るかというところもありますが、実利等を考えると今の対応とせざるを得ないという状況です。

伊藤實委員長 もちろん、法的にすると経費等も発生するので、費用対効果を考えるといろいろあるかもしれませんが、やはり、保証人のこともそうですが、すぐに臨時職員だろうがなんだろうがしなければいけないと思います。職務の内容、仕事量を勘案した上で、適正配置を検討していると思いますが、そのあたりの影響はどのように考えていますか。

中村総務部長 この案件が発生する以前から、議会等からかなり御指摘をいただいています。人事課としても現在検討しているところです。

伊藤實委員長 検討ではなくて、正規職員、いろいろな職務があるわけですよ。「減らせ、減らせ」で弊害があるんじゃないですか。

中村総務部長 定員適正化計画の中で本市のあるべき定員の数、このあたりは人事課で適正な数を出せるよう努力しているところです。諸般の事情があります。それらも勘案して総合的に判断する必要がありますので、速攻でこういった対応をすることは難しい状況ですが、今回の事例はあってはならないことですので、そのあたりは十分肝に銘じていますので、再発防止に向けて努力していきます。

下瀬俊夫委員 2月28日に告訴して、現状どうなっているかは知っていますか。

中村総務部長 警察から捜査状況が入ってきませんが、捜査中だと認識しています。

伊藤實委員長 以上で、質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

下瀬俊夫委員 今回の事例は専決処分には当たらない。本来であれば3月定例会に議案として出すべきだという事例だと思います。これは厳しく指摘したい。ただ、今回は特別な一般会計の補正予算ですので、この議案に反対はしませんが、こういうことが専決処分の対象であるかどうかということは厳密にしてもらいたいということを強く要請して賛成したいと思います。

伊藤實委員長 それでは、採決を行います。承認第2号平成25年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

伊藤實委員長 全員賛成ですので、承認第2号は承認すべきものと決定いたしました。以上で、本日の委員会を終了します。

---

午前11時45分散会

---

平成26年5月19日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊藤 實